

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成30年11月26日（月）午後1時30分から午後3時10分まで

場 所 高知地方裁判所大会議室（6階）

参加者等

司会者 半 田 靖 史（高知地方裁判所長）

裁判官 山 田 裕 文（高知地方裁判所刑事部総括裁判官）

検察官 竹 本 康 彦（高知地方検察庁検察官検事）

弁護士 稲 田 知江子（高知弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者2番 40代 男（以下「2番」と略記）

裁判員経験者4番 70代 女（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 女（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 （以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代 男（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 40代 男（以下「8番」と略記）

< 1番及び3番の方は、当日欠席する旨の連絡があった。 >

（記者クラブ記者 7名）

【13：30】開 会

司会者

私は、高知地方裁判所長の半田です。

裁判員裁判が始まって約9年がたち、全国では1万人以上の被告人に判決が言い渡されました。この高知地裁では、約60人の被告人に判決が言い渡され、約480人の方に裁判員又は補充裁判員として参加していただいております。

そこで、本日は、これから3時まで、経験者の皆様に率直な御意見をいただき、今後の運用に役立てていきたいと思っております。また、報道関係の方にも、経験者の生の声を県民に向けて発信していただきたいと思います。報道機関から事前に提出された質問の中には、こちらで用意した話題事項と重なるものがあるので、それ

については途中で質問していただきます。この場には、コメンテーターとして検察庁から竹本検事、弁護士会からは稲田弁護士、裁判所からは山田裁判官に来ていただいておりますので、質問やコメントをいただくことになっております。

それでは、「テーマ1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想」についてお聞きします。あわせて、選ばれる前の気持ちも伺えれば幸いです。

2番の方が担当されたのは、「被告人が、通行中の女性に抱き着くなどの暴行をして、無理やりキスするなどのわいせつ行為をし、けがを負わせたという強制わいせつ致傷の事件のほか、類似の事件を行ったという事件」です。量刑が争点で、判決は懲役3年でした。1日目は選任だけの期日で、審理、評議と判決で出頭された日数は4日です。それでは、2番の方、全般的な感想をお願いします。

2番

まず裁判員になること自体が自分のことだとはあまり思っていなくて、抽選が終わったら帰るのかなという気持ちでしたので、「当たった。」という感じでした。裁判員に選任された5日の間に、他の皆さんと一緒に話していく中で、判例とかもスムーズに頭に入ってくるよう、うまく説明してくれました。法廷に座ってみるととても緊張しましたが、被告人としてそちら側に立ちたくないと思いました。

司会者

4番の方が担当されたのは、「被告人が、4人の被害者を果物ナイフで次々と刺した」事件です。被害者3人について殺人未遂罪として、被害者1人について傷害罪として起訴されました。被告人がどのように刺したのか、被害者3人に対して殺意があったのか、覚せい剤使用の後遺症のために責任能力が失われていたかが争点でした。判決は、起訴状どおりの事実と完全責任能力を認め、懲役12年を宣告しました。出頭日数は8日です。4番の方、全般的な感想をお願いします。

4番

私のように70歳も後半となった者が最後まで裁判員を務めることができたのは、3人の裁判官のおかげで、本当に感謝申し上げます。少しでも刑を軽くした方

が良いのではないかという思いがあり、胸の中で試行錯誤した8日間でした。裁判官のアドバイスのおかげで務めさせていただくことができました。

司会者

5番の方が担当されたのは、「被告人が自動車から現金等を盗み、立ち去ろうとしていたところを被害者に発見され、逮捕を免れるために催涙スプレーを顔に吹き付けて怪我を負わせた」という強盗致傷事件です。被告人が自動車から盗みをしたか、催涙スプレーをかけたのは逮捕を免れるためだったか、それとも盗んではないのに被害者が誤解して逮捕しようとしたので、正当防衛ではないか、アルコールや睡眠薬のために責任能力が失われていたかが争点でした。判決は、起訴状どおりの事実と完全責任能力を認め、懲役5年を宣告しました。出頭日数は9日です。5番の方をお願いします。

5番

裁判員に選ばれるとは予想していなかったので、すごくびっくりして、選ばれてどうしようと思いました。日数が9日間ということで、仕事の都合を付けるのが厳しかったです。争点が多く、薬物とかアルコールの影響とかということから難しい内容なのではないかと思いましたが、説明を詳しくしていただいたおかげで、よく理解でき、意見も一致しやすく、割れるようこともなく同じような考え方になりました。手続に参加することによって、流れが良く理解できるようになったので、参加して良かったと思っています。

司会者

流れというのは、どういうことでしょうか。

5番

争点というものに関して、検察官や弁護人が説明することで、かえって混乱してしまうのではないかと感じていたのですが、割りに混乱することがなかったということです。

司会者

6番の方が担当されたのは、「被告人が、1年余りの間に、覚せい剤の譲り渡しを商売として反復した」という麻薬特例法違反の事件です。量刑が争点でした。判決は、懲役5年6月と罰金、追徴金でした。出頭日数は6日です。6番の方お願いします。

6番

他の裁判員の方も言っていましたが、「どういう量刑になるのかは、判例で決まっているだろうな。」、「結果ありきで議論して若干のプラスアルファを付け、それでいいのかな。」とっていました。みんなで意見を言い合うのですが、中には「素人だし、全然わかんない。意見も言えない。」と言う方もいるでしょう。日本の裁判員制度とは直接は関係しませんが、この制度を考える上で、海外で同様な制度を持っている国ではどのようにしているのだろうか、と気にはなりました。

司会者

7番と8番の方が担当されたのは同じ事件で、被告人は男女2名でした。6番の方の事件と同じ、「共同して商売として覚せい剤の譲り渡しをした」という事件などですが、こちらは争いがあり、被告人らが商売として覚せい剤を売っていたかなどが問題となりました。男性被告人が懲役10年及び罰金と追徴金、女性被告人が懲役7年6月及び罰金と追徴金に処せられました。出頭日数は10日です。7番の方お願いします。

7番

裁判員に選ばれる機会があればなりたいたと、かねてから思っていました。志願しても誰でも経験できるものではないので、貴重な経験になりました。裁判員に選ばれてからは、希望と不安が入り混じる思いが当然ありましたが、裁判長を始め関係者の適切な誘導でやり遂げることができました。先程御紹介があったように、被害者がいて加害者がいてというのではなく、覚せい剤を共同して売っていたのか、共謀していたのかなど煩雑な一面がありましたが、裁判長の采配でうまく協議ができました。裁判員を経験することによって、物事に対する考え方が変わると言いま

す。裁判官というのは弁護人の言うこともしっかりと聞いて、公平な立場で物を考えるというのが一番大事なところですよ。そうしたところをよく観察していると、短所だけを見てその人の事をさらっと判断するのではなくて、長所も見つけようとしているのかなと感じました。そのことから、自分自身の物事に対する見方が少し変わってきました。

司会者

8番の方をお願いします。

8番

年末12月だったと記憶していますが、裁判所から封筒が届き、「スピード違反とか、何か悪いことでもしたんだらうか。」とまず思いました。裁判員制度については以前から知っていたことから、興味を持ち、光栄で是非やってみたいという思いはありました。その一方で、「休みを取ると替わりの人がいないので、職場に迷惑を掛ける。」、「国民の義務というけれど、うちの上司が理解して、受け入れてくれるだろうか。」という思いもありました。私の中では、刑事裁判というのは有罪か無罪かを決めるというイメージでした。ところが、裁判員になった事件は、被告人が起訴事実の一部だけを認めたり、直接の関与を否定したりということから、一つ一つの事実をつぶしていくことになりましたが、最初はそういった作業に慣れませんでした。量刑を決めるに当たっては、法律の素人が何年くらいが妥当なのか分からないので、裁判官が述べる「過去の例では何々」というので、最終的に決まりました。素人が量刑判断をするのは難しいと思いました。

司会者

「テーマ2 審理の分かりやすさ（主張関係）」に移ります。我々は、限られた時間の中で、裁判員に争点や証拠の内容を理解してもらえる審理を目指しています。

まず、検察官、弁護人の冒頭陳述、証拠調べの後の検察官の論告、弁護人の弁論についてです。この点について、報道機関から質問がありますか。

代表質問（朝日新聞）

弁護士や検察官の説明や配布資料は、分かりやすかったでしょうか。

8番

仕事柄そういったことを注意しながら拝見していましたが、検察官は、法曹だけの公判では作らないような、工夫が感じられる資料を作り、噛みくだいた説明を行っていました。弁護人は年配の方で、発言が聞き取りにくかったことを記憶しています。

7番

高知地裁では初めて通信傍受法による証拠が出たこともあり、非常に貴重な経験でした。今後の捜査に当たって、新たな展開が見られると思いました。動かぬ証拠というか、そういう捜査によって、裁判も変わってくるのかなと思いました。

2番

3年半前の事件であることから少しうろ覚えになってはいますが、現場の写真が多く提出されたこともあり、想像しやすいというか、頭に入ってきやすいように工夫してくれたし、説明も分かりやすい言葉だったと思います。弁護人が被告人の心情、生い立ちなどを述べていましたので、判決に加味しました。法律のことを知らない人にも分かるような説明がされていました。

6番

量刑を考える上で必要のないと思える情報、例えば暴力団の組の人数、つながりについての説明時間が長くて、焦点がぼやけてしまい、他の裁判員の方が混乱してしまうのではないかと危惧しました。

5番

冒頭陳述において、検察官は強盗致傷で7年、弁護人は正当防衛で無罪と意見が違ったので、どうなるんだろうと思いました。論告の流れを聞いていて、どういう刑を勝ち取ろうとしているのかが分かりました。

司会者

証拠調べの過程について、御意見のある方はありますか。

4番

テレビ番組でしか見ることのないようなものでしたが、審理に加わっていると、自然と自分も中に入っていました。しかし、刑を科すに当たっては、勉強不足というか、素の自分、一女性に戻ってしまったので、裁判官のアドバイスがあっけきちんと判断することができました。

8番

証拠の写真については、「ここで使ったんだなあ。」と思う程度でした。争点として、首謀者がいて、それを手伝っている人がいて、その人がどういった経緯・度合で首謀者を手伝っていたのかを知ることができました。7番の方が言っておられた通信傍受という証拠を初めて使った裁判ということもあって、弁護人の主張としては主体的に関わっていないということでしたけれど、「傍受を聞くことによってかなり具体的に指示をしているんだな。」とか、「かなり知っていないとこういう行動は取れないだろうな。」と思いました。

司会者

それは、文字としての情報も見たのでしょうか。

8番

はい、見ました。

司会者

家族の人が情状証人として出てくるケースもありますが、5番と2番の方は如何でしたか。

5番

被告人のお母さんを可哀想だなあと思いながら、証言を聞いていました。

2番

私にも子供がいるので感情に流され、被告人のお父さんの証言を親の気持ちになって聞いてしまいました。被害者が通常法廷に出てこないの、被害者の心情が文章でしか見えてこないことから、加害者・被害者に対する感じ方に違いが出たよう

に思えました。双方のことを考えようとはしたんですが、そこがすごく難しく思えました。

代表質問（朝日新聞）

審理の中で裁判員になる前のイメージと違ったところ、印象に残っているところを教えてください。

5番

コイン、硬貨の窃盗なので全部の指紋を取っていると思っていましたので、指紋を取っていないことが意外でした。法廷でのやりとりの中で、指紋の話が一切出てきませんでした。

司会者

ここまでのところで、検察官、弁護士の方から御質問なり、コメントなりをお願いします。

検察官

昨年度、今年度で合計4件の裁判員裁判に関与しております。検察官任官自体が裁判員裁判開始と同時でして、それ以降、裁判員裁判以外の刑事裁判も含めて試行錯誤を繰り返してきております。このような場で、法曹関係者以外の方の御意見をいただきまして、今後の裁判員裁判の進め方に生かしていきたいと思っています。質問になりますが、先程、試行錯誤の連続と申し上げましたが、冒頭陳述や論告の長さやメモの出し方、書き方、どこまで詳しいか、どこまで用語を説明するか等々ですけれども、時代によってやりかたが違ってきているところです。皆さんの御担当された事件で、この冒頭陳述は長すぎたのではないか、この部分が出てきていないのではないかと感じられた点を御指摘いただけないでしょうか。

8番

たくさんの覚せい剤の取引があったようですが、第三者を通じて売りさばいたことについて、主犯が指示したものと指示していないもの、2通りの内容の資料が検察官から提出されました。その意味が、裁判長から説明を受けるまで、ずっと分か

りませんでした。最初の資料の方が本当に提出したいものなんだけど証拠が弱いかもしれないので、もう一つの資料を用意しているということでしたが、それが、素人には難しく、分からなくて。

裁判官

恐らく主位的訴因と予備的訴因の話ですかね。

8番

はい、そうです。

裁判官

主位的な訴因では、売り子を手足として使って、行ったと。ただ証言に立った人の話では、今回の被告人二人から命令されてやったのではなくて、自分の商売としてやった、独立してやったということでした。被告人の下で売り子として売ったのか、被告人から覚せい剤を買って別に自分で売ったのか、ということですね。

司会者

主位的訴因というのは一番目の強い主張、予備的訴因というのは2番目の少し引いた主張ということですね。それが、最初から2つとも提出されていたということですか。

8番

そのとおりです。そこが、とまどった原因でした。

司会者

私が裁判員裁判を担当していた頃は、資料の文字数が少ない方が良いということで減っていったのです。それが、最近増えてきたように思いますが、大きな紙（A3判の用紙）に字がびっしりとあって、目がちかちかするという事はなかったですか。

8番

そういったものはなかったです。

司会者

2 番の方の頃から較べると、7 番、8 番の方が見た検察官の資料の文字は小さくなっているでしょうね。

弁護士

2 2 年前に弁護士登録してから、殺人、強制わいせつ、通貨偽造といった事件を担当してきています。弁護士会でも勉強を重ね、できるだけ分かりやすい審理をしたいと考えておりますが、裁判員の方のアンケートをみると、「検察官の説明は分かりやすかったんだけど、弁護人の説明は分かりにくい。」という声も全国的に多いところで、弁護士会としては更に研修をしていかねばならないと思っているところです。検察官に較べて、弁護人の説明のここが分かりにくかったという御意見があれば教えてください。

5 番

弁護人の滑舌が悪く、言葉が聞き取りにくかったです。検察官の資料に較べて、色分け、見出しがなく、黒一色でちょっと分かりにくかったです。

8 番

検察官の資料はお年寄りや子供にも分かるように色分けしたり、見出しを付けたりと工夫していると感じましたが、弁護人の方は年配で、ずっと同じやり方をしているのか、裁判員裁判を意識した作り込みをしているとは感じませんでした。資料一つにしても、パソコンで文字を打っただけという印象しかありません。

司会者

滑舌の点について発言がありましたが、話術自体の上手さはどうでしょうか。

8 番

全ての弁護人とは思っていませんが、我々のときの弁護人はもごもごともった感じで、何を言っているのか分からず、資料を見て初めて理解できるような状況でした。

2 番

被告人が起訴事実を全て認めていたので、弁護人の説明で分からないことはあり

ませんでした。

司会者

審理の工夫について、裁判官から発言はありませんか。

裁判官

6 番の方の事件は高知に赴任して最初の事件、次いで7番、8 番の方の事件、4 番、5 番の方の事件はごく最近の事件です。歴史というか、時間の経過を感じています。判決宣告が終わった後に、裁判員の方に対し、立証とか審理の進め方についての御意見をお聞きし、検察官、弁護人にもお伝えしています。そうしてお伝えした内容を両者が反映してくれ、少しずつ分かりやすくなっています。資料の文字数が徐々に増えてきていますが、裁判員の皆さんはそれでもしっかり付いてきてくれていると思っています。説明がダイレクトに分かるような資料を作ってくださいようにはお願いをしているところではあります。

司会者

それでは、「テーマ3 評議についての感想、意見」に移ります。評議室での話しやすさ、活発さといったところ、司会役を務めている裁判官への進行上の注文などをお聞かせください。4 番の方、最終的な話合いの場面はどうでしたか。

4 番

裁判官のアドバイスのおかげで、最終的には裁判員をやって良かったなあと思えました。目の前で刑事裁判を見ると、検察官、弁護人双方とも説明が分かりやすく、言葉が優しい、裁判所の建物の中に入ったときに、職員の方の優しいこと。裁判員として出席させていただき、良かったというのが第一印象です。検察官、弁護人双方とも説明が分かりやすく、言葉が優しい。私にとって裁判所というのは無縁の存在だったんです。評議の時は何回も悩みました。

司会者

評議のときに発言をされましたか。

4 番

はい。ところどころで詰まりましたが、裁判官が横におられて、「分からないときは、ノーですよ。」と教えてくれました。また、そこから考えるようにしました。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。事実関係の問題、有罪・無罪の問題、量刑の問題がありますが、まず事実争いがある場合についてどうですか。

8番

7番の方とともに、十分に自分の意見を述べることができました。たまたまだったのかもしれませんが、若い女性、年配の男性、主婦などバランスの取れた裁判員の人選でした。私のような人間ばかりだと意見を言い合うばかりになりますし、意見を言わない人ばかりでも困るでしょうし、そういった点ではすごくバランスが取れていました。発言しない人がいても、その人なりの考えを持っているだろうというところを見て、裁判官が「あなたはどう思いますか。」と言って、声を引き出してきて、「あの人はそう言うけれど、私はこう思う。」、「私も同じです。」とか色々な立場の考えや意見を出せるように工夫をされていたのをすごく感じました。それまで裁判官だけの裁判ではしなかったであろう仕事を拝見させていただき、うーん、職場では色々なタイプの生徒たちがいて、その生徒たちの意見を引き出すということの上で、大変勉強になりました。

司会者

7番の方は、先程、人の長所・短所双方を見て判断するという話をしていたと思うのですが、それは評議の場でのことでしょうか。

7番

裁判官は、検察官、弁護士双方の意見を聞いて、一方向だけではなく、いくつかの視点で考えるようにしなければならぬと教えてくれました。私はともかくとして8番の方が積極的に発言されたのですが、他の方の意見も聞いてみたかったなあとは思いました。

司会者

おとなしい方ばかりでも困るのではないですか。

7 番

8 番の方のように積極的に発言する人がいないと、裁判員全員の意見がまとまらなかったとは思いますが。

5 番

裁判員の中で一定の意見を述べる方がいてくれて、裁判員全員の意見が出るようなところもありました。

裁判官

逆の立場から揺さぶるようなことを裁判官がわざとすることがありますが、裁判員の中からそのような意見が出て、あらゆる視点から物事を考えることができたということですか。

5 番

そうです。

司会者

評議が有罪となった時には、次に量刑についての判断になるわけですが、量刑が主な争点になった事件ではどうでしょうか。6 番の方が最初の方に話しておられたと思うので、もう少し付け加えて話していただけますか。

6 番

裁判員みんなの意見を汲み取って、こういう意見だとこうなるねということで、いい感じでプラス、マイナスの判断ができたと思います。今までの判例で検討してきて、その結論で良かったと思います。

司会者

判例を基本に量刑を考えていくことに疑問を持ったわけではないのですね。

6 番

疑問を持ったわけではありません。被告人が反省していると言っても、言葉だけ

では分からないので、その人のやったことで客観的に判断するしかないと思うんですよ。これまで議論してきた判例があるので、それに基づいて決めていくので良かったと考えています。

司会者

6番の方は、検察官の説明について少し発言がありましたね。この点についての補足をお願いします。

6番

量刑を決める趣旨で開かれている公判なのに、組の構成員が何人だったかとか、北九州の組とどういうつながりがあるのかという情報が入っていましたが、私としては必要な情報とは思えなかったという意味です。私はこの説明は必要か、必要ないか整理しながら聞いていましたが、うまく整理することができない方もいると思うのです。

検察官

検察官としては事案について真実を知ってもらいたい、可能な限り広く、深く知ってもらいたいという考えがあって、つつい関係が薄いかなと思うものでも、少しでもプラスになれば、提出したいという思いが根底にあります。検察官の主張・立証が十分でなかったためなのか、そもそも必要のないものだったのか分かりませんが、結果的に量刑に影響しないものだったのであれば、やはり反省すべき事案だったのかなと先程から考えていた次第です。

6番

内容を汲み取るのが困難な方にとっては、更に理解を難しくしてしまったと思います。

検察官

その点は、論告できれいに整理しきれていないということで、反省すべきことだと思います。その前に、取捨選択すべき事柄だったのかもかもしれません。

司会者

2番の方は、刑を決める上での御意見、御感想をお持ちでないですか。

2番

被害者、加害者それぞれの気持ちに置き換えて、評議の中で話をした記憶があります。刑がこうなると決まった前か後は定かではありませんが、裁判員の気持ちとして、「被告人が今後どう過ごしていくのか。」といったことを一言付け加えさせてもらったと思います。「被告人には自分の犯した罪の重さを反省してもらい、社会復帰してもらいたい。裁判員もそのことを強く望んでいます。」という内容だったと思います。それを踏まえての量刑を決定した記憶があります。また、被害者・加害者両方の気持ちを強く汲めてあげたらなあと思いました。

司会者

被害者側、被告人側の両方の声を直接聞きたいということですが、検察官の立証方針を教えてくださいませんか。

検察官

検察官としては、もちろん全ての事実を把握してもらいたいと思うのですが、被害関係者となりますと、特に性犯罪については出廷してもらうこと自体が二次被害につながりかねないというところがあります。本当に必要でない限りは、事実関係を争っていない限りは、出廷を求めることは難しいと考えています。検察官としては、被害者・加害者双方の言うことを踏まえて、認定できる事実があると考えています。認定できる事実、つまり真実ですが、これを基に量刑を決めていただきたい。ともすれば被告人中心の公判になってしまいますので、本来の事実よりは被告人側によった量刑になってしまわないか危惧しております。真実に基づいて判断して欲しいと思っております。その中でも、被害者の方や証人の方の負担を踏まえて、可能な限り真実に近づけていきたいと考えているところです。

司会者

弁護人としては、量刑が問題となる事案において、どのような点に注意しておられますか。

弁護人

被告人にできる限り大事なところを語ってもらいたいと思いつながら、公判に臨んでいます。供述調書を検察官が読み上げるというところがありますが、これはあくまでも読み上げであって、聞いている人にとっては被告人の肉声で聞いてもらう方が良いのではないかと、思います。最近、被告人の言い分は法廷で直接聞く、ということが基本となっていますので、被告人のストーリーを十分に話してもらうことで、限られた時間の中で、できる限り分かりやすくできたらいいなあと考えています。量刑にそれほど関係がないだろうということについては少し誘導をかけて、そこは短く留めて、事件の動機であるとか、事件の態様あるいは今後の更生については本人の口から語って欲しいなどは思っています。

司会者

評議に関して、裁判所から発言をお願いします。

裁判官

7番の方の言葉は、まさにぐさっと応えるものがありました。意見をあまり述べない裁判員の方の意見をもっと聞きたかったという点です。おっしゃるとおりで、8番の方のように積極的に意見を述べる方にも助けていただいたのですが、高知に来て初めて担当した裁判員裁判ということもあって、少し拙いところもあったかなと思っています。いろんな意見が聞けるようにだんだん改善していった、それがうまくいくようになったのが5番の方の事件です。多角的に意見を聞けるように、逆説的に問い掛けをすることもありますが、裁判員の中でそうした役割ができる方もいました。評議の活性化というのは、どんどん工夫をしていく必要があります。

司会者

最後に、「テーマ4裁判員制度の展望」に移ります。これに関連して、報道機関の方から代表質問をどうぞ。

代表質問（朝日新聞）

裁判員に選ばれたことで負担になったことはありましたか。

2 番

住居が高知市から遠方にある関係で、ホテルに連泊し、家を空けることが大変でした。

司会者

ホテルの手配はどうされましたか。

2 番

ホテルは自分で予約しました。

6 番

やくざがらみの事件だと「お前（裁判員）の顔は覚えているぞ。」と凄まれる可能性もあるので、相手から見えないようにブラインドがかかった部屋から発言しても良かったように思います。ここ（裁判所）に来る途中にチェックされることもあるので。

司会者

そのような事件については、裁判員の方を一定の場所、駅まで自動車で送迎するなどの工夫はしております。それ以外に、何かありますか。

8 番

私の職業は教師なのですが、担当科目の教師が 1 人しかいませんので、裁判員として出席していた 2 週間全てを自習にしてしまい、何十人、何百人の生徒や同僚に迷惑を掛けてしまいました。また、部活動についても一定の制約をかけてしまいました。

代表質問（朝日新聞）

職場環境というか、周囲の理解を得ることはできましたか。

8 番

自分が裁判員をやりたいという気持ちがある反面、自分がやることになると、職場に負担を掛けてしまうという気持ちもありました。実は 1 件目の呼出があって出席する直前に、2 件目の呼出が届きました。後からの 1 件については出席しなくて

も良いと言われました。上司に報告して、国民の義務があることは理解してもらえましたが、特別な休暇制度がないことから、全て年次休暇を取得しました。生徒や同僚に休暇を取得する理由を説明するのが難しく、精神的な負担になりました。

「義務だから出席しなさい、出席しないと罰しますよ。」と言われますが、義務であるのなら休暇を取れるように法整備が必要ですし、職場にも徹底して欲しいと思います。少しの日数なら良かったのですが、1週間ともなると担当授業の組み替えもできませんでした。

5番

有給休暇を2日くらい取得した以外、公休を充てました。勤務とここに来ているときも合せると9日連続で働く状況があり、体がきつかったことは覚えています。一番上の上司は理解してくれましたが、直属の上司の反応は「ええっ」という感じでしたが、仕方がないとは思ってくれたようです。

司会者

全般的なことで、報道機関から質問はありますか。

高知新聞

量刑に関して、判例を気にしすぎたようなところはありましたか。

6番

判例の結論は妥当ではないかと思いました。

2番

判例と担当した事件とでは、量刑の落としどころが違っていたと思います。やっぱり判例だけでなく、事件の背景にある全ての事情を加味した判決になったと思っています。

高知新聞

背景事情とは何ですか。

2番

被告人の生い立ち、家庭事情を含めてのもの、また被告人が本当に更生していけ

るだろうかということです。

朝日新聞

裁判官のカバーで理解できるようになったという発言もありましたが、裁判官の判断どおりにというか、皆さんは違ったのかもしれませんが、考え方が偏るというようなことはありましたか。

司会者

裁判官と対等に議論できずに、誘導されるようなことがあったかということですかね。

8番

裁判長から色々な意見を拾ってもらい、公平なように進めてもらいましたが、みんなが対等というわけにはいきませんので、裁判長、裁判官の順番で、自分たち裁判員の意見は参考程度なのかなとは思っていました。裁判長は自分の意見を控え、最後まで言われませんでした。最後にプロの意見を言われるとその結論は否めないなあという感じはあったと思います。

7番

裁判官の1票と裁判員の1票は同等なんだけど、8番の方が述べられたとおりの感じはあったと思います。

毎日新聞

裁判員裁判において国民の意見を反映させるとか、身近な裁判を実現するとか様々な目的があるかと思いますが、実際に裁判員を経験して、裁判員制度の導入についてどのような感想を持たれましたか。

7番

先程から申し上げているように、私は裁判員になって良かったと思います。国民の義務、自分で判断するのは嫌だ、無断欠席とかいう重たい視点ではなくて、我々法律の素人が真実を明らかにする、それが裁判員に課せられた使命ではないかと思います。

6番

今でも良く分かりません。

5番

真実を知ることができ、良かったと思います

2番

私は裁判員裁判という制度は良いと思いますが、人によって感じ方は違うと思います。ランダムに裁判員に選ばれるので、「何で自分が」と思う人もいます。5月に裁判員を経験した後、子供を連れて、高知地裁で7月に開催された夏休み小学生裁判所体験ツアーに参加しました。模擬裁判のシナリオもあり、参加して良かったと思いました。

8番

自分としては良い経験になったし、また機会があれば裁判員に選ばれたいと思っています。しかし、環境の整備、負担の軽減を図る必要があります。県外の事件が思い出されますが、審理期間が長くなると仕事どころではなくなります。そんな事件では裁判員を選任することが難しくなるので、上限を定めることが必要だと思います。裁判員になることに意義を感じた人ばかりだといいいのだけど、呼出しを受けた人の中には消極的な人というか、やりたくないと思っている人もいますので、裁判員を無理やりさせるべきではない。そんな簡単なことではないので、消極的であっても、責任を持ってやれる人を選んだ方が良いと思います。

司会者

それではこれで、裁判員等経験者の意見交換会を終了したいと思います。お忙しい中、御参加いただきどうもありがとうございました。皆様から貴重な御意見・御感想を承ることができましたので、今後、これを裁判員裁判の運用に生かして、より良い制度にするよう努力してまいりたいと思います。報道機関の方もどうもお疲れ様でした。以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。

【15：10】閉会